

会 議 録

会議の名称	令和3年度第4回豊中市子ども審議会（WEB会議併用）		
開催日時	令和4年（2022年）3月16日（水） 10時30分 ～ 12時30分		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階会議室	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども政策課	傍聴者数	なし
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、植村委員、河合委員、神原委員、北島委員、北山委員、許委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員	
	事務局ほか	<子ども未来部> 山口子ども未来部長、加嶋次長 子ども政策課：厚東課長、保井主幹、石原課長補佐、大石係長 内田主査、奈良主事、 子ども事業課：梅本主幹、加賀主幹 子ども相談課：藤田課長、出口主幹、江口主幹、山根主査 高児童発達支援センター所長、 岡井子育て支援センターほっぺ所長 子育て給付課：橋本課長、糸数主幹	
議題	【審議案件】 1.（仮称）豊中市児童相談所設置基本計画（素案）について 2.（仮称）豊中市児童相談所設置基本計画（素案）についての答申（案）について 3. 令和2年度子育て・子育て支援の取組みに対するご意見と市の回答について 【報告案件】 4. 子どもの居場所づくりについて(報告) 5. みんなが子育て応援団モバイルスタンプラリーについて 6. とよなかイクボスの推進について（進捗報告） 【その他】 7. その他 (1) 義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会開催状況（報告） (2) 事務連絡		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和3年度第4回豊中市子ども審議会（会議概要）

日 時：令和4年（2022年）3月16日（水） 10：30～12：30

場 所：豊中市役所第二庁舎3階大会議室

出席者：小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、
植村委員、河合委員、神原委員、北島委員、北山委員、許委員、
佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員

欠席者：浦委員、江尻委員、小野（美）委員、河本委員、北川委員

○事務局

<資料確認>

<委員の出席、傍聴者確認>

○会長

本日の審議案件が3件、報告案件が3件あります。事務局の説明の後、皆様から質問や意見をいただきます。

○事務局

<案件1、案件2 説明>

○会長

案件1の資料1につきましては、前回の意見から修正が入っております。それをもとに議論してきた内容が答申案、資料2です。

本日はこれまでの議論でいただいた重要なお意見がこの答申案に盛り込まれているのかどうかをご確認いただき、あわせて追加でぜひとも盛り込むべき事項がございましたら、この場でご意見を頂戴したいと思っております。

答申案につきましては、意見票で後程ご意見をいただくということではなく、ここでご意見を頂戴したいと思っております。皆様、ぜひ、ご意見、ご質問をお願いできればと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○委員

基本計画（素案）のP33、P34に職員の配置数の試算について、今後の予想される虐待通告の推移、職員数、配置数について書かれており、将来の推計から削減目標を示されていて予防的な対応をすることで、虐待通告の件数を減らす考え方はわかりますが、効果が少しわかりにくいと思います。

あわせてP10、池田子ども家庭センターと豊中市子ども相談課の児童虐待相談対応件数の推移をまとめられており、池田子ども家庭センターの数値は、要保護児童対策協議会代表者会議にて報告した数値（速報値）が記載されております。最終的には、厚労省への報告で最終確定され、毎年12月に児童虐待相談対応件数の確定値が決まります。やはり公のものであるので、要保護児童対策協議会代表者会議に出した速報値ではなく、確定値を提出させていただきたいと思っております。少し変動がありますので。

例えば、具体的に 10 ページの表の令和元年度は 1,210 件。先ほど申し上げた厚労省へ報告する 12 月の確定値は 1,076 件。令和 2 年度の 1,061 件の確定値は 1,091 件。なぜそのような変化があるのかは、例えば近隣から通告があった場合、それは通告の疑いがあるということで、通告を受けてそれを調査した結果、虐待通告でない場合もあります。6 月の要保護児童対策協議会代表者会議で申し上げたのは通告件数であり、通告の疑いがあり、調査の結果通告ではなかった場合は、それは虐待としての受付ではなくその他の受付になる。厚労省に報告する数値の虐待の件数はマイナスになります。また、厚労省に報告しているのは虐待対応件数です。対応件数というのは、例えば近隣から 3 月に電話があります。その件について当然、48 時間以内に調査をします。次年度 4 月以降に我々が例えば、親と対応して話をしました。その虐待について、きちんとお伝えして、そのことについて改善していただけるように、十分に話をさせていただいたという対応をします。その対応件数は、例えば今日通告があっても、4 月にまたがって、次年度に対応して終わる案件は、次年度の件数に入る。いわゆる通告件数と通告対応件数は、差異が生じます。どちらかという厚労省に報告しているのが、そのあとの対応件数のためこちらを提出したいと思っています。

それから、必要な職員を確保するのは、国からも児童相談所職員の処遇改善をしていかなければならないという通達が出されていて、それは一時保護所の職員に対しても同じように出ています。具体的に申しますと、令和 2 年 2 月 21 日に、児童虐待防止対策体制、総合強化プラン、新プランです。他の福祉の仕事と比べて、虐待対応という児童相談所の仕事は、48 時間以内に安全確認をしなければならない、24 時間 365 日体制で通告を受ける、対応しなければならない、また一時保護所の職員に関しても、身柄付通告が警察側からあったり、24 時間体制で子どもを保護しなければならない等がありますので、国から処遇改善がでているので申し添えたいと思います。

最後に、P36 の職員の育成内容について、大阪府は設置支援の観点からすでに令和 3 年度から 2 名の豊中市職員を受け入れて一緒に虐待対応、研修をしている。来年度は、保健師と児童心理司も加えて研修する予定としております。大阪府や他自治体の交流のところで、人事交流というよりも、開設後の職員の育成については、大阪府や自治体で、人事交流も含めるとしても、協働で研修することによってスキルアップに繋がる。そういうことを含めた表現の仕方に変えた方が良いです。例えば、フォレンジックインタビューという性被害を受けた子どもにきちんとどういうふうな性被害を受けたかを聞き取るためのインタビューがあります。独特のインタビューの仕方です。明石市や将来的には尼崎市、東大阪市と協働で研修を行う。人事交流というよりも、幅広く大阪府及びその他の自治体との連携を強化するという表現の方がより適切なのではないか。また、そこに絞られるのではなくて、広く対応できるのではないかと考えます。ただいま申し上げたことは、答申には影響のないことであると考えております。

○会長

答申には変更のないとのことですが、例えば答申案 2 の資料 3⑥⑦については、表現を変更する必要はないとのことによろしいでしょうか。

○委員

はい、基本的には必要ないです。

○委員

まず一つは、資料1の第2章です。国の動向と市の取り組み経過ですが、国では今、こども家庭庁の動きがあり、その中でも、虐待対応が重要な柱に入っているようです。また、子育て支援センターと、子ども支援の包括支援センターを一本化するような動きもあると聞いています。児童相談所の設置が、令和7年をめざしているということであればその間に、国の動き、制度なども変わっていくことが予想されます。P6に、今後国の制度が変わればそれに迅速に市としても対応するというようなことを加えておいた方が良いと考えます。

次にP7の第3章です。児童虐待相談対応の状況の本文のところで、この20年間の児童虐待対応件数が増加と記載がありますが、P7のグラフは、この10年間しか記載されておらず、厚労省等の資料を見ると、2000年に児童虐待防止法ができた時からの約20年のデータがありますので、そのデータの方がこの本文に合うのではないかと思います。

次にP16です。条件の②に「児童家庭福祉」という言葉が出ていますが、「児童家庭福祉」という言葉は、全体の中でここだけのようです。一番最初の資料では、「児童福祉」だったと思うのが、いつかの段階で、「家庭」と言葉が入っています。あくまでも、児童相談所の設置は、児童福祉法に基づいて設置ですから、「児童家庭福祉」という言葉は必ずしも法律用語等にはなっていないので「児童福祉」が良い。あるいはどうしても入れるのであれば、「児童福祉」と「家庭福祉」と別にする方がよいのではないのでしょうか。

次にP29です。主な事業運営ですが、豊中児童相談所がほとんど虐待に特化されているような印象を受けます。児童相談所が虐待対応だけではなく、例えば、様々な障害のある子供の対応があるにもかかわらず、例えば、その児童相談所ができることによって、様々な要支援の子どもたちの育ちや、保護者の子育て支援などにどれだけ効果があるのかについてほとんど書かれていないことに気が付きました。例えば、P30の(3)障害相談や非行相談に関する相談支援体制ですが、事業運営の考え方の中に就学前の障害をもっている子どもへの対応や障害を持った子どもの学びの保障といった事が、ここに書かれていません。前回も指摘しましたが、児童相談所の中で、対応する子どもたちの学習権の保障の視点が全然入っていないということに、今回もう一度読み直してみて、気が付きました。

前回ですか、一時保護所で措置される子どもたちの学習の機会どうなっているのかを質問させていただきました。そういった一時保護の子どもたちもそうですが、例えば就学前の子どもで障害のある子どもの速やかな検査とか、それから普通学級なのか或いは支援学級なのかの判断等、どのように児童相談所が対応されるのかとか、そういったことが、ここには全然書かれていない。職員構成などを見ても、教育関係の方々の関わりは全然ありません。もちろん虐待対応もすごく大事ですが、様々な困難を抱えた子どもたち、様々な学習困難を抱えた子どもたちの支援は、児童相談所は全く関与しないのだろうか、というところが非常に気になったところです。

○事務局

まずは、一人目の委員のご意見につきまして、P33,P34の職員の試算の考え方です。前回もご意見がありました。予測量に対しての抑制効果というところがわかりにくいといったご意見もありました。また、中核市において設置されたところの実績値がない状況の中で、削減目標を記載しておりました。ここは単純に職員配置数をイメージできるよう、池田子ども家庭センターの実績値（令和2年度の実績値）から試算した考え方に改めたいと思います。

なお、この試算した基準配置数につきましては、児童相談所設置の前々年度、令和5年度の実績値を踏まえて、児童相談所の職員体制が決まっていくというふうに考えております。

この数字は計画にも書いておりますように、随時見直しをしていくものとなっておりますことを申し添えます。

また、10Pの実績数字、統計データは、国の確定値があるということですので、こちらの方の数字も合わせて記載します。

そして、P36の職員育成の関係では、大阪府との人事交流、児童相談所開設前の職員研修育成について、大阪府に協力いただいているところです。ただ、ご意見にもありましたように、職員の育成にあたっては、人事交流だけではなく、いろんな形で職員研修も合同で開催するケースもございますので、人事交流と限定的になっておりましたので、改めさせていただきたいと考えております。

続きまして、二人目の委員にご意見いただきました内容について、まず国の動向、法体系、市の取り組み内容につきまして、ご意見いただきましたように将来を見据えた国の取り組み方、考え方を記載させていただきたいと考えております。特に、令和元年度のところで国の動向、記載が止まっているような状況になっています。実は令和元年度の法改正により、記載の児童福祉法、児童虐待防止法について、施行日が、令和2年度以降であったり4年度であったり、施行令が様々に異なっております。ここも、こども家庭庁の創設の動きと合わせて記載を追加させていただきたいと考えております。

次に、児童相談所の相談援助活動の中の児童家庭福祉のところでは、児童相談所運営指針から抜粋しております。抜粋したものを1~4まで掲載しておりますので、そこだけ修正することは、国との考え方に齟齬が生じてはいけないので、そのままにさせていただきたいと思っております。

児童相談所が、教育の保障であったり、一時保護以外のところにつきましては、児童相談所の職員、あるいは今現在はこども相談課の職員が、要対協にあがっている子どもの家庭にしっかりと寄り添い、学校へ通学するなどの指導や、対応をさせていただいております。また学校が子どもが登校できるような環境をどう考えていくのか一緒に考えておりますので、改めてここで児童相談所がというものでなく、児童相談所と教育委員会がしっかりと連携して、取り組みを進めております。したがって、記載するかどうかは検討させていただきたいと思っております。また、障害児の登園や通学につきましても、豊中市は昭和50年ごろから、インクルーシブ教育という形で、共に学びということで一緒に子どもが学校へ通学できている状況でございますので、もし必要であればそういった情報も、計画にも盛り込むことも考えていきたいと思っております。検討させていただきます。

P7のグラフについては、確かに説明とグラフの関係がありますので、見直しさせていただきます。

○委員

障害のある子どもの支援に関しまして、最近、直接的に間接的に、保護者の方から相談や悩みを聞くことがありました。例えば、発達障害があるみたいだと、保育所で指摘されて、今度4月から学校に入学するにあたって、普通学級なのか支援学級なのか選んでくださいと言われた。ところが、その子どもは検査をしないといけない。そこで、子ども家庭センターに行ったのだが、コロナの中でなかなかできなかった。いろいろ紹介してもらったが豊中市内で検査を受けるのは数ヶ月待ちと言われ、学校選択の時期に間に合わないの、大阪市内まで行きました、という保護者の方のお話を伺いました。障害のある子どもの進学にあたって、今後、保護者が児童相談所でワンストップで検査ができる、進路についてもきちっと相談に応じてもらえるというような体制を取れるのかどうか、もしそうであれば、豊中市内

に児童相談所ができることで、非常に大きな効果だと期待をしているところです。ところが、この本文読みましてもそういうところが見えてきません。虐待の対応としてのメリットだけでなく、やはり様々な困難を抱えた子ども、保護者の方への対応として児童相談所ができることによって、こういう効果が期待できるということが、もう少し書かれていても良いのではないかと、今回もう一度読み直してみても思った次第です。

○会長

二人目の委員のご発言があったわけですが、前回いただいた資料の中で、そのメリットといいますかしっかりご説明していただいたような資料があったかと思っておりますので、その辺がうまくいけばいいなという感想を持ちました。

○委員

児童相談所設置に向けた基本計画（素案）ですが、短い期間の間にいろいろまとめていただきまして本当にありがとうございます。

我々現場の立場からも本当に何年も前から、設置に向けて、お願いしたいと願っておりますので、この計画がどんどん進むということは本当にうれしい限りです。ありがとうございます。

私は二人目の委員のご意見と少しかみ合うところがありますが、先ほど障害児の問題のことから、やはり、児童相談所が何ができるのか、ということももちろんそうだし、我々現場で、今、いわゆる障害ではないが、発達が気になる、支援がいるかなというような子どもが本当にたくさんいます。その中で、最近、児童発達支援の施設が民間の株式会社であったり、いろんな施設がたくさんできている。ドアツードアで長時間生活している保育園やこども園にお迎えまで来て、そして、教室に行き支援を受けているというようなことです。けれどもなかなか我々には中身がわからない。こども相談課が管轄ではあると思いますが、野放し状態で、何も悪いと言っているのではなく、もう少し、きっちりした形で、この児童相談所を今度計画する中で、うまく全部をかみ合わせていかないと、皆バラバラでやっているような方向になるような気がしています。先ほど二人目の委員が良い意見おっしゃいましたけれども、いろいろな意味で全体の虐待のことも私も関わってきましたので、現場として、すごく大事だし、その辺のことも重点的にお願いしたいということが盛り込まれていますが、障害児の子どもについて、総合的に考える児童相談所の計画に認めるような形がありたいなというふうには、思っています。

○委員

障害児の件ですが、うちには娘が2人いて、どちらも障害児で不登校状態ですが、池田の児童相談所に相談ということはないです。実際に不登校になっている子は、受皿がどれくらいあるのかという話になると、ないですよ。

環境適応教室、いわゆる今でいうと文化館ですね、今は千里がなくなってしまったので庄内1ヶ所で、今度はいぶきに移るので服部1ヶ所です。その中でどれくらい的人数が、いわゆる学校に戻されるという前提の施設に入れられるってということなのですね。学校に、戻りだけが今や選択肢ではない、といわれている中で、児童相談所はここをどうお考えなのかなというのと、児童相談所というと、正直な話、障害を受容できないお母様たちにとってはものすごくハードルが高い。病院で診断を受けるというだけでハードルが高いのに、児童相談所に行け、相談したらと言われても、絶対に近づかないだろうと私は思います。

さらに、小学校でスクールサポーターをやっている中で、先ほど他の委員がおっしゃったとおり、本当に、この子の発達具合は、一年生だけどうなのと思われる子がクラスの半数ぐらいいます。授業にならない。その中で先生はすごく一生懸命。この子たちが、支援学級に入るのかといったら、必要だろうなって思いながら、入られる子はほとんどいない。クラスの2、3人の子が支援学級に所属していて、学年が終わってどうしてもついていけないとか、3年生ぐらいになってやっと保護者のところに話があがってくる。すごい取りこぼしがある状態。また、中学に行った子達が適用できるのか。不登校は、3倍に上がるのですよね。あきらかな取りこぼしです。

そういう状態がある中で、今回いただいた児童相談所設置基本計画素案についての答申資料2の中の、2ページ目の、1③重層的な支援体制やセーフティーネット機能が充実していることを生かしてと書いてあるのですが、本当に機能が充実しているのだろうか、非常に疑問です。確かにセーフティーネットはあるのかもしれないけれども、機能しているのかどうかというのは、体感したことはないのですよ。

例えば、幼稚園、保育園で関わっている方、小学校で関わっている方、これを体感しているのであれば、セーフティーネットの機能は十分で、これからもうちょっとみこして協力していかないといけないとなるのかもしれないのですが、それ以前の問題であるのであれば、この③は、もともと根本的に考え直さなければいけないところなのじゃないかなというのが私の考えです。

○委員

今、当事者と言われる方のご意見も含めていろいろ聞かせていただきました。前回の会議でも言ったかと思うのですが、根本的には、他の委員が今日改めてご指摘いただいたように、児童相談所の機能が、虐待の対応だけではないということです。やはり児童相談所の敷居が高いということは従来からずっと言われておりますけれども、そこを敷居が高くないようにしておくということと、それから本当に、多様な相談に親身に乘ってくれるんだ、という姿勢を打ち出しておくことが、とても大事なのではないかと思います。

一応、全体のどんな相談でも受けるよということは、最初の方に国のところで書いてありますが、豊中市の概念図としてはやはり、虐待にかなり特化した書き方がしてあり、そこに集中するのはわからなくはないのですけれども、もし、まだこれからこの基本計画を変えることができるなら、その辺りも少し考慮していただきたいなと思います。

○副会長

本当に豊中で生活をされて、代表としてご意見を述べてくださる方のご意見を豊中市としては尊重していただきたいなと思う気持ちがあります。

あと、他の委員がおっしゃったように、やはり敷居が高いというようなところが、やっぱり困っているということであり、そのセーフティーネット機能が充実しているかどうかという検証もさらにしていくという意味も含めて、門戸を開きいろんな意見を柔軟に聞けるところを打ち出しますよという、これから特に新しく作るものであれば、そこが重要な部分になるかなと。豊中市の中の一つ、「子どもを大切に」、「みんなで」というようなスローガンにも合うのかなというような感想を持ちました。

○事務局

確かに障害児施策のところについては、もう少し盛り込む必要があるのかなと考えます。

その中で、児童相談所と今のこども相談課の関係ですが、委員の方から機能の関係がバラバラであったらちょっと困るなというご意見があったかと思えます。

今の考え方としましては、今のこども相談課の機能を児童相談所の中に組み込むことで、組織の縦割りをなくしていきたい、統一した、包括的に取り組んでいきたいという考え方で、運営を進めようと考えております。

また、決して児童相談所が相談のところで、敷居が高いということはあってはならないと思っておりますので、気軽に誰もが相談できるような仕組みづくりの一つとして、IT 技術や AI 技術を取り入れながら、自宅からも相談できるような環境もめざしていきたいと考えております。

また、発達支援等のご相談につきましても、現在、児童発達支援センターや、こども相談課の窓口でも、気軽にご相談いただけるような体制を整えております。また、子育てでお気づきの点、子どもさんの発達で気づきがあった時点でもすぐにそういった機関を、ご紹介させていただいているような状況です。そこは、改めて周知を徹底していきたいと考えております。

○副会長

今、様々なご意見をいただいているのですが、この修正案では、地域やそういった力を生かしての連携をとることが書き加えられたと思えます。今回この委員のメンバーの中に、地域の関係でご協力いただいている代表として出てらっしゃる方のご意見も、私はお聞きしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○委員

今日は民生委員をしておられる委員も来られていますので、2人同じ活動しているもので、共通があるかと思えます。

豊中市には子育て支援センターほっぺというところがあります。そこで私たちはいろいろと交流させていただいています。困っている保護者の方の対応をし、その中で、必ず子育て支援センターほっぺへつないでいます。穂積にある児童発達支援センターに行っているママたちがいます。民間のところへ行かれたのですが、結局豊中市の厚いフォローのおかげで、豊中市の児童発達支援センターに今も通っています。時折そのグループの中から、元気でやっていますよってお声があります。豊中市の行政の第一歩かもしれません。私的には、一步一步そういうシステムに、繋がっているんだということを実感いたしました。

所長がおられますので、その実績をちょっとお話していただけたら今日の委員の中でも安心されるのではないかなと思えます。まだ数的には少ないかもしれませんが、一步一步広がっていくのは確かです。

○委員

大体一緒ですが、地域のものとしては、個人的に受ける相談は、先程、他の委員がおっしゃっていた本当に発達障害かなという相談が多いですね。どこに行ったらいいかと言ったら、そういう支援センターまで行きたくないという方が多いです。

普通に立ち話のような感じでこれだけ悩んでいます、と言って、私のところに来た方も子育て支援センターほっぺに相談に行かれたらどうですかと言っても、そこまで行きたくないとか、決定したくないけど、疑っているという方が今すごく増えていると思えます。地域としては、どうしたらいいかというのがちょっとわからないです。子育て支援センターほっ

ぺとかに相談に行けたらいいかなとは思っています。地域の各校区に1人ずつ私達があり、民生委員もたくさんいる。本当にそういう方がたくさんいて、立ち話で帰っていかれるので、なかなか解決するところまではいかない。その時点で対策を受けられたら大きくなったときに困らないと思う。中学生ぐらいになるなかなか、顕著に現れてきますので、その辺のところをちょっと敷居が高くないようにして欲しいと思います。

○委員

付け加えて、今の委員もおっしゃいましたけども、困っている方は思いを込めて電話されていると思います。ですから、電話窓口は1本だけ。現に団体もいろいろな相談窓口があるので、どこにかけていいですかと言われる。将来的には、児童相談所1本。その電話をかけると職員さんが振り分けてくださる。そうすれば、安心して、遠慮なく相談に行かれると思います。

○委員

皆さんのご意見本当に非常に感銘というか、同じ意見だなというふうに思っています。児童相談所が設置され、ここにも書かかれています。いろいろな諸団体、学校と連携・協力すると文面ではどの組織でもそういうことが書かれています。

就学前の現場の思いは、全部が全部、豊中市の児童相談所ができればそこに任そうというふうに思っています。いかにみんなで協力し合いながらできるか。例えば、DVを受けているお母さん、子どもを、いかにお父さんから守るか等。我々からすると、もうせっぱ詰まっているところが多いです。虐待もせっぱ詰まっている事が多く、そういう時にもすぐ相談に電話しますが、正直いってフットワークが悪いです。このままほったらかしができないので、園長自らその家庭に乗り込むとか。その家庭へ行って、部屋まで乗り込んで、子どもを守るとか。また、周りの卒園児の保護者が、小学生の子どもが夜7時、8時になっても、公園で中学生と一緒に何か変なことしている等、保護者から聞きます。そうすると、もっと何か連携できないだろうか。学校、我々の就学前、豊中市、児童相談所ができれば児童相談所、今であればこども相談課、先ほどの委員さんや、民生委員さん、それとSSWであるとかCSWなど、そういう方々とも、うまいことその時は合体してまた離れて、何か上手な形でできるような。先ほど敷居が高いご意見ありましたがけれども、児童相談所が柔軟的な形でできるようなものができ上がったらいいなという勝手な思いですけれども、ご意見させていただきます。

○委員

簡単に申し上げます。2つ提案いたします。

豊中市で児童相談所ができるということなので、具体的な施設や団体の名前が書かれた連携図が紙面に示されればよいというのが一つ。でないと、どこの団体のどこが繋がっているか、一般市民にわかるようなものが必要、せつかく児童相談所ができるので、様々な団体と連携しているということを表すために必要ではないかと考えます。

もう一つは、例えば特別支援の相談はどこに電話したらいいのか。一般的には児童相談所ですが、やはりいろんな関係性、保護者の思いで、繋がる場所で様々だと思うので、様々な団体の連絡先が一覧であるといいんじゃないかなと思います。

○事務局

委員、民生委員をしておられる委員様におきましては、日頃より地域の見守りを一緒に支えていただきありがとうございます。ふたごさんにも出会ったときは、一緒に地域で支えていただき、市だけではできない、支援を展開していただいております。また、繋いでいただいた方には、必ずすぐに電話し、継続訪問が必要であればさせていただきます。

こども相談課内や、関係機関と繋ぐ場合もお母さんの思いをしっかりと聞いた上で支援しております。

敷居が高いという点は、自分たちから出会っていかないといけないと考えており、健診のところに出向いていたり、特に子育て支援センターほっぺに来るのがちょっと難しいというような方に、積極的に職員が何らかのかたちで、出会う機会をつくっていきたくております。

他の委員がおっしゃっていただいたとおり、地域で子育て世帯を支えていこうということが大事だと思いますので、次年度においては、主任さんはじめ民生児童委員方や地域で支えていただく関係者の方々の集まりである校区連絡会を、以前は秋に開催していましたが、5.6月に開催し、年度当初に顔合わせをして、いろいろな連携が展開できたらと思っております。

今度とも、お力添えをいただきますようどうぞよろしく願いいたします。

○事務局

団体の連絡先の話ですが、これから具体的に児童相談所の運営マニュアルなどを作成していきますので、その中でタイミングよく周知できればというふうに考えております。

○事務局

発達支援のご意見たくさんいただきました。

確かに児童発達センターでも垣根が高い、ハードルが高いというご意見を聞くことがあります。そういった中、ここ2年に関しましては、子育て支援センターほっぺで、発達相談をできるだけ身近な場所でやってきました。

今年度につきましては、試行的に地域の子育て支援センターでも、そういう場を持ってっておりますので、次年度以降もできるだけ身近な地域の中で、発達に課題があるという観点ではなく、子育て支援の観点中で、この子の行動をどうとらえたらいいのか等しっかりと相談にのりながら、特に就園されるまでの子どもの相談を行うことにより、先ほど委員の中からも意見ありましたように、過度な福祉サービスに頼ることの無いよう繋げていきたいと考えております。

○事務局

高所長から公立こども園地域支援センターにおける相談事業というお話をいただいております。公立こども園16園で、地域子育て支援センターを持っております。

ぜひ、身近な公立の地域支援センターの方にもお出向きいただけたらと思います。地域支援センターには地域支援員がおりまして、そこで相談対応をさせていただいております。身近な園を知ってもらい、園の子どもたちと一緒に、交流していただき、今、コロナで交流ができていないですが、交流していく中で、月齢的な育ちを身近で感じていただけたらと思います。またそこで一緒に相談事業もさせていただいております。ぜひご利用いただけたらと思っております。

○会長

たくさんのご意見、貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日のご意見を反映し、最終の答申としてまとめるということが必要です。スケジュールの関係で再度皆様に審議していただく時間をとることが難しいため、会長である私にご一任いただきたく思っております。よろしいでしょうか。

それでは私の方で、事務局と調整をさせていただき市長に答申をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次の案件 3 に参りたいと思います。

○事務局

<案件 3 説明>

○委員

資料 3-4 についてアンケートを実施した学校に送るとの事でしたが、せっかく内容的にわかりやすいので全校に配布しても良いと思います。

○委員

資料 3-2 について、パブリックコメントではなく切実な声だと思います。

このご意見をいただいた方に対して、市の考え方を直接にフィードバックするということをしているのかどうか、お伺いしたい。

一般的にはパブリックコメントは個々にはフィードバックは無いかと思いますが、本当に切実な声をよせていただいていたなら、ホームページに市の考え方をアップするだけではなく、市としてはこういうふうに考えていますということ、直接にお返しすることが、行政としての信頼関係ではないかと思います。

市としてはこういうふうに考えていますので、十分にまだ対応しきれないけども、今後取り組んでいきますということをお伝えすることによって、意見を言われた方は、意見を言っただけ良かった、さらにそこに情報が加えると、ちょっとは前向きに取り組むことができるのではないかと思います。

もう一つは、こういったパブリックコメントは、ホームページにアップしますとなりますが、これは、令和 2 年度の取り組みについてですよね。本来だったら例えば、12 月末ぐらいまでにまとめがあり、それを踏まえて、予算審議があり、そして令和 4 年度に、それを何らかの形で改善に向けて反映させるようなことがないと、次の施策にいかせません。取りまとめのための取りまとめではなく、まとめたところから課題が見えて、その課題に対して、翌年度にどう施策に生かしていくか、そのためには、どういう計画を変更するのかとか、それからどういうふうな予算措置をするかっていうのは全部繋がってくるはずなんです。そうであれば、もっと前倒しで取りまとめがされないと。今この時点で、こういった意見をまとめられても、令和 4 年度には反映されないではないかとすごく危惧します。

それから、資料 3-3 と 3-4 ですが、私は地元が十一中です。約 1000 人の生徒数がいますがその中で 5 人です。執行生徒会に聞かれたということですけど、後の残りの子たちの意見どうなっているのだろうと思うわけです。ヒアリングしましたとか何かすごくやった感がありますが、これだけで豊中市で育っているか小中高校生の実態を把握できているのかは非常に疑問に思います。特にコロナ禍の中で、子どもたちが様々な困難に置かれている状況が少しずつデータでも上がってきているようですが、豊中市の子どもたちがどうなの

かということが全然見えません。失礼ですけれど、たった 136 人の子どもに聞いてまとめましたでは、お粗末だと思ってしまいます。

今は非常に重要な時ですので、豊中市で小学校中学校、できれば高校生も含めて子どもたちの生活実態調査を、ぜひしていただきたいと切に思います。

特に、コロナの中で、本当にしんどい思いをしている子どもたちはどんな状況なのか、保護者の状況どうなのかということです。ぜひ何とか、全数調査で無理ならサンプリングでも実態調査をして取りまとめをお願いしたいと思います。

○委員

私も資料 3-3 を見て、先ほど他の委員がおっしゃったように、参加人数が少なすぎるので、これがどれくらい意見として、一般的なのか大多数が思っていることが反映されるのか、非常にあやしいと思いつつ見ている。

学校を訪問して、こども政策課こども相談課の職員が、概要を説明してヒアリングを全校でやってもいいですよ。むしろ全校でやらないとやっぱりわからない。地域によってすごく差がでてくるし、困っている子、困っていない子でも、すごく差が出てくる。

そして、ここに記載の合計数、人数の意見の中で気になるのは、「いこっと」子どもの居場所の件を、7月に審議会でした際も、推していくというお話で、校区に一つ居場所をという話がありましたけど、主な意見のところを見ていると、居場所について、子どもたちにあまり良い印象がありません。行ってみたいと思いますかの問いに、正直思わないって言われちゃうと、居場所って何なのってまず根本的なところで、意見ひっくり返っちゃったなという感じがします。その後ずっと読んでいくと、子どもが結局求めているものが何なのかという事が、結構ここに、これは 136 人の中の意見ではあるのですが。それは、やっぱり子どもたちが、何かを体験したり、自分たちが実習をして何かを学んでいくとか、子どもが活用できるスペースというのが、足りていないのだなというのがすごくよくわかる。

要は、本来なら子どもが自主的に自分たちがしたい、学びたいと思っていることができる場所があったのに、どんどん失われているというのを、大人はここから感じなくてはいけないのではとすごくこれを見て思いました。大人は結局、これがあるからこれ使つてと、どんどん供給していくというよりも、どうぞ、この場所を作ってあなたたちやってください、それを見守っているからね、という場所が本来必要で、それは例えば児童館や公園だった。それが全くコロナ禍には用意されていないのだなというのが、改めてすごくひしひしと伝わってきました。たったこの人数ですら、伝わってくるアンケート結果だったというのが私の意見です。

○副会長

審議案件の資料 3 についてです

資料 3-2 のパブリックコメントへの返信ですが、他の委員がおっしゃるように迅速に対応をしていく、回答の際に、時間を埋めるような取組みの報告ですとか、あと先ほどの審議の案件にありました他の委員がおっしゃったような、こういうところにアクセスできますよという文章だけではなく、サイトの URL を載せるとか、一覧表を一緒に組み込めるとか、何かそういう工夫があるといいのかなと思いました。

それから今ご意見いただいた中で、小中学生、高校生のヒアリングですが、多分、予算の問題はあるかとは思いますが、一斉のアンケート調査ができないわけではないと思うのです。ただ、今回このヒアリングという直接意見を聴取するという方法をとられた意味は、豊

中市の中では、アンケートにマルペケや書きたいことを書く、上手く書けないというようなところを、逆にインタビューをしながら聞き取りたいという思いもおありになったのかなと思います。なので、そういったことを逆にもう少しアンケート結果にまとめたようなところで無いところで、それぞれの個々の意見が出るような表記の仕方や、アンケート結果の提示というのが、必要なのかなと思います。

例えば、小中高と一緒に回答がまとめられていて、小学生は生徒ではなく児童ですが、そうしたら、児童の意見と、中学生と高校生でも生活環境、生活の幅、動きの幅も違いますので、個々にとられた個別の大事な意見が大切にされるような出し方があると、もう少し見え方が変わるのかなというふうに感じました。

資料 3 もカラーですごく読みやすいまとめ方をされていますが、その中にせっかくの個別の意見が埋まってしまっているというような雰囲気があるのでそこを工夫されると、もう少し届くのではないかなと感じました。

○事務局

委員、貴重なご意見ありがとうございます。全校に配布すれば良いとおっしゃっていただいたのは、まさにそのとおりだと思います。

他の委員からも、もっと多くの児童生徒の方々から意見をもらえれば良いというご意見がありました。資料 3-4 の市の考え方を、全校に配布することで、市はこんなことをやっている、僕たち私達は市に意見を言ってもいいのだということへの気づきにつながると思います。ぜひ何らかの形で、全校配布を実施したいと考えております。

また他の委員からご指摘のありました、市の考え方を直接、意見をおっしゃっていただいた方にお返しするというお話ですが、他の委員のご助言を含めて、先方の連絡先がきちんと把握できているのであれば、きちんと対応していきたいと思っております。

他の委員からご指摘のあった、ヒアリングする対象の人数が少ないとのご意見ですが、子ども健やか育み条例の、第 12 条「子どもの社会参加の促進」の、市が実施する施策を子どもに説明した上で、その説明を受けた子どもが意見を表明することができやすくするような機会を提供するというに基づき、実施しているものでございます。数値や量で表せるデータを集計し、「数字」で量的に把握するのではなく、一人ひとりの意見を直接聞くことで数値では表現できない個々の考え方やリアルな声を聞くことを目的としております。このようなことから、子どもが意見を言いやすいぎゅっくばらんな座談会形式として職員 1 人に対して、児童生徒 4 人ぐらいの規模でヒアリング調査を実施しております。正直人数や時間の限界もございまして、今年度につきましてはこの規模での実施となりましたが、次年度以降、庁内のこども未来部以外の部の職員からも、こういったヒアリングに参加したいという声がありますので、子どもの意見を聞きたい他部局職員も、動員することで、何とか、一歩一歩ではございますが、広げていきたいと考えております。

また、他の委員からの子どもの居場所についての意見でございますが、資料の 3-3 の 2 ページ目、右をご覧くださいと思います。どんなイメージがあるか、実際の活動の様子を見てイメージが変わりましたか？という質問をしております。子ども食堂は、テレビ等で見るとお腹がすいたかわいそうな子どもが行くところというようなイメージが多く、(2) の一番上に書かれている限られた人が行くところ、自分とは関係ないというのが、児童生徒が思うイメージでした。そこで我々職員から、今「いこっ」として展開している子どもの居場所について説明すると、子どもたちが集まる楽しい場所だなと思ったとか、誰でも気軽に行けるイメージになったという意見をいただきました。私どもが子

もの居場所「いこっと」について、小学生中学生に対して、周知する方法を、今後見直してやり方を変えていけば、いろんな子どもたちが集まってもらえる楽しい場所というふうに周知できることが今回、こちらの子どもヒアリングで我々が得た学びでございます。

○事務局

今、申し上げましたように、ヒアリング等、より多くの学校に出向ければよいというのは、もちろん私どもも思うところではあります。一步一步の前進というところで進めさせていただきたいと思っております。

委員がおっしゃられましたように、もっと広くアンケート調査を行うことについては、子育て子育て支援行動計画の次期計画を作るため、令和 5 年度に保育定員等のニーズ調査と合わせまして、調査を行う予定をしております。そちらでは確実に必要な項目盛り込んだ形でやっていきたいと考えております。今のところのスケジュール感でいいますとそう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

<報告案件 4.5 説明>

○事務局

<報告案件 6 説明>

○委員

先ほどのアンケートのところで、若者に居場所のことを知ってもらうには、豊中市の政策を知ってもらうにはどうしたらいいかというところで、TikTok が上がっています。私が知る限りでは、「いこっと」等各団体によってその周知は委ねられている部分があると思っております。ポータルサイトの運営等はしていますけど、やはり TikTok やインスタグラムだったとしても割と動画の方のストーリーの方が見られる傾向にありますし、あるいはリールというものがありますが、そういうものの指導、認知度アップみたいなことは、「いこっと」としては、各団体に指導されているのかなというのがちょっと疑問です。今後、令和 4 年度に向けて、そういう活動をする予定があるかどうかを伺いたいと思います。

○委員

資料 4-1 です。左の下のところに、市域圏域ごとの会議交流会の開催がありまして、私自身、2 回のこどもまんなか円卓会議、圏域交流会も参加させていただきました。特にこどもまんなか円卓会議は、子どもがいないところで、子どものことについて、大人たちがいろいろ話をしていることに、ものすごく違和感がありました。こどもまんなか円卓会議といいながら、子ども抜きでした。私は、子どもの意見をきちんと聞くことができるかと思って期待して参加させていただいたのですが、全然子どもの姿はなしで、子どもに関わりたとか子どもに関わっていますという人が集まって、交流しましょうということなのです。ちょっと違うんじゃないかと、非常に気になっています。

子どもの人権尊重と、子どもの意見表明権尊重ということであれば、むしろ大人に意見を言いたい子どもたちに集ってもらい、そこで大人がその子どもたちから直接聞かしてもらおう。そういうふうなことになるのではないかとすごく違和感を抱きました。

このこどもまんなか円卓会議は、何のための会議か、意味はないとは言いませんけれども、

子どもが安心して育つことをサポートする取り組みをやっているのか、もうちょっと、やりようがあるんじゃないですか。先ほどの子どものヒアリングもありましたけど、大人が、子どもから直接話を聞かせてもらうことができる場をもっとふやしていただきたいなど。職員の人からヒアリングではなく、地域の大人たちが直接地域で育てている子どもたちから話を聞かしてもらおう。子どもたちから学ばしてもらおうというような、そういう場にしていただく方向転換をご検討いただけたらどうかというふうに、参加してみて痛感いたしました。

○委員

「いこっと」補助金について、今後の提案です。補助金の要綱を見ると、いわゆる子ども食堂と学習支援、食事の提供が多いのかなと思いますが、子どもの居場所はもしかしたらこういう事業だけではなく、例えばプレーパークのような遊び場があるとか、意外とそういうところにこどもの日常があるんじゃないかなと思っています。そう考えたときに、この補助金がそういう場の提供者に適用されるのか。そういうところに光が当たる補助金形態をご検討いただけたら良いのではないかなと思いました。

○事務局

まず、一人目の委員からご提案の TikTok や、他の SNS 媒体などの活用について、子ども食堂などの子どもの居場所に、ダイレクトに指導するような形を検討されているのかという件につきまして、例えば資料 4-1 の多様なノウハウやスキルをもつサポーターの派遣という制度がございます。こういった制度を活用するのも一つの手だと今、委員の提案で思いつきましたので、今後検討していきたいと考えております。

続きまして、二人目の委員の円卓会議の件ですが、こちらにつきましては子どもの居場所における、子どもの意見表明の場の提供がまだできていない状況でございます。こういった手法が可能であるかを含め、検討していきたいと考えております。

補助金につきましては、この補助金はこどもすこやか育みプランの重点項目 1 における子どもの居場所づくり推進のための補助金でございます。これに合致するような居場所であれば、必要に応じて対応可能かと考えております。今の要綱と照らし合わせながら、周知していきたいと考えております。

○事務局

二人目の委員からご意見をいただいた件ですが、委員が円卓会議にご参加いただく際に事前に質問をいただき、趣旨につきまして説明をさせていただいたかと思います。

子どもの声につきましては、子どもの居場所運営者の方々が日々の取り組みの中で、聞いておられます。そういった声をもとに、情報交換しながら、子どもの居場所を今後どう推進していくか、支援者が検討していく場です。また、子どもの貧困対策として、子どもや家庭に対してどういう支援をしていくか、公民協働で検討していくことを主な目的として、円卓会議を開催しております。子どもの居場所の子どもたちへの周知や、動画の検討であったり、子どもの居場所について子どもたちがどう思っているかというような、子どもたちの声を聞くという機会は、なかなか簡単につくれるものではないと思いますが、こういった居場所が求められているかということを検討していくためには、必要なことだと思います。この子どもの居場所ネットワーク事業の中でも、時々議論になりますので、今後検討していきたいと思っております。

○事務局

＜その他 7 説明＞

○事務局

＜資料 7-2 「みらいへ」 説明＞

○事務局

＜事務連絡＞

今回も意見票を送付させていただいております。今回の案件 3 以降につきまして、ご意見があれば提出をお願いします。提出期限を 3 月 18 日金曜日の 17 時までとさせていただきますと思います。

案件 1、2 についての今後のスケジュールは、3 月末に答申を頂戴いたしまして、4 月以降、パブコメなど広く市民の方々に意見を調整していきたいと思っております。また、当年度末に異動等で交代等がございましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

○委員

その他、「みらいへ」について、1 点だけです。

P66 の幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の整理イメージがありますが、この中にぜひ、子どもたちの自己肯定感を入れていただきたいと思っております。本文、条例の中にはありますが、子育て・子育て支援の取り組みのまとめたものには強調されていますが、この整理イメージの中に子どもたちの自己肯定感が入っていません。ぜひ、それだけ入れていただきたいをお願いします。

○会長

「みらいへ」に深くかかわっている、委員の方いかがでしょうか。

○副会長

今、委員の発言ありました P66 は、文部科学省幼稚園教育要領の中で示されている。幼児期の終わりに育って欲しい姿ということ、10 個示しているもの並べております。今回この資料を出されるにあたって出典をやはり明記をする必要があったのではないかと思います。あわせて、P65 も、こちらも中央教育審議会の幼児教育課程部会の資料を転用されていると思います。

委員がおっしゃいましたように、こういった国の全体の方向性を示すことをプラス、豊中市としては、幼児期に自己肯定感をすごく大事にしているということ、本文等の中から読み取っていただけたことは大変うれしく、そういったことを、現場の、特に公立・民間私立に関係なく、就学前に関わる施設全体で取り組んでいるところを読み取っていただけたことは、一緒にさせていただいている委員の 1 人としては大変喜ばしくありがたいと思っております。ありがとうございます。

— 閉会 —